



県章

山形県公報

令和8年6月30日（火）

第716号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（障がい福祉課）…662

訓 令

○職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令……………（人 事 課）… 同

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………（税 政 課）… 同

○知事指定薬物の指定の失効……………（健康福祉企画課）… 同

○農用地利用集積等促進計画の認可……………（農村整備課）…663

○昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、
物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部改正……………（会 計 局）…664

教育委員会関係

訓 令

○職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令……………667

人事委員会関係

規 則

○山形県人事委員会規則6－5（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を改正する規則…………… 同

企 業 局 関 係

規 程

○山形県企業局就業規程の一部を改正する規程…………… 同

病院事業局関係

規 程

○山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程……………668

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………（商業振興・経営支援課）… 同

規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第42号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年 3 月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 4 号の 2（裏）及び別記様式第 4 号の 3 中「80万 9 千円」を「82万 6 千 5 百円」に改める。

附 則

- この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 改正前の別記様式第 4 号の 2 及び別記様式第 4 号の 3 の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

訓 令

山形県訓令第12号

庁 中
出 先 機 関

職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 6 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令

職員の自己啓発等休業に関する規程（平成19年12月県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号の注書第 3 項中「シニア海外ボランティア」を「シニア海外協力隊」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第514号

山形県県税条例（昭和29年 5 月県条例第18号）第130条第 2 項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和 8 年 6 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社マルキ佐藤商店	佐 藤 進	西村山郡大江町大字左沢885番地	令和 8 年 1 月 31 日

山形県告示第515号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第 1 項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和 8 年 6 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 2－{2－〔（ベンゾ〔d〕〔1, 3〕ジオキソール－5－イル）メチル〕－5－ニトロ－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール－1－イル}－N, N－ジエチルエタン－1－アミン及びその塩類（通称名M e t h y l e n e d i o x y n i t a z e n e）
- (2) 2－{〔4－（2－フルオロエトキシ）フェニル〕メチル}－5－ニトロ－1－〔2－（ピロリジン－1－イル）エチル〕－1H－ベンゾ〔d〕イミダゾール及びその塩類（通称名F l u e t o n i t a z e p y n e、N－p y r r o l i d i n o－f l u e t o n i t a z e n e）
- (3) N－〔2－（5－メトキシ－1H－インドール－3－イル）エチル〕プロパン－2－アミン及びその塩類（通称名5－M e O－N i P T）
- 2 失効の理由
条例第2条第5号に掲げる薬物に指定されたため
- 3 失効年月日
令和8年6月27日

山形県告示第516号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山 形 市	32者	山形市中田23番ほか888筆
上 山 市	30者	上山市宮脇字監物前122番1ほか209筆
天 童 市	17者	天童市大字道満字東押切984番ほか61筆
山 辺 町	4者	東村山郡山辺町元宮31番ほか3筆
中 山 町	4者	東村山郡中山町大字長崎字上川原4780番2ほか9筆
河 北 町	9者	西村山郡河北町谷地字月山堂1438番ほか59筆
西 川 町	3者	西村山郡西川町大字睦合字熊野甲110番9ほか18筆
朝 日 町	14者	西村山郡朝日町大字宮宿元助ノ巻字真木216番2ほか56筆
大 江 町	1者	西村山郡大江町大字富沢字大山960番22
村 山 市	23者	村山市大字湯沢字神田1732番ほか144筆
東 根 市	25者	東根市大字長瀬字西方6321番ほか81筆
大石田町	4者	北村山郡大石田町大字豊田字稲田1837番ほか7筆
新 庄 市	10者	新庄市金沢字関屋4438番ほか69筆
金 山 町	1者	最上郡金山町大字下野明字松ノ木316番1ほか13筆

最 上 町	9 者	最上郡最上町大字志茂字前田2587番ほか29筆
舟 形 町	11者	最上郡舟形町舟形字向屋901番 5 ほか124筆
真室川町	1 者	最上郡真室川町大字内町字上長沢前429番ほか 2 筆
大 蔵 村	9 者	最上郡大蔵村大字合海字明土176番ほか34筆
鮭 川 村	5 者	最上郡鮭川村大字石名坂字塩野961番 1 ほか11筆
米 沢 市	7 者	米沢市大字浅川字狐塚950番 1 ほか66筆
南 陽 市	18者	南陽市柵塚字中島1187番ほか88筆
長 井 市	25者	長井市歌丸字田中3552番ほか214筆
小 国 町	2 者	西置賜郡小国町大字新股字窪48番ほか43筆
白 鷹 町	10者	西置賜郡白鷹町大字広野字睦橋口2450番ほか198筆
三 川 町	1 者	東田川郡三川町大字土口字三割場 8 番
遊 佐 町	9 者	飽海郡遊佐町白井新田字中南15番 1 ほか104筆

2 認可年月日

令和8年6月19日

山形県告示第517号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- 第3条第2項を次のように改める。

- 2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

第24条に次の1項を加える。

- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第61条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第62条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第25条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第61条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第62条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第26条に次の1項を加える。

- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第61条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第62条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第36条第7項中「この条、次条及び第38条本文」を「この条及び次条」に改める。

第38条中「前払金を」を「前払金（中間前払金を除く。）を」に改め、同条ただし書中「第36条第1項の規定による請求により払出しを受けた前払金の額の100分の25以内の前払金については」を「前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の」に、「相当する額として必要な経費の支払」を「係る支払」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号（請負代金額内訳書）

受注者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

請 負 代 金 額 内 訳 書

工 事 名

契約年月日

年 月 日

工 期

年 月 日から 年 月 日まで

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額
								円

(直接工事費のうち、材料費

円)

(直接工事費のうち、労務費

円)

(現場管理費のうち、法定福利費

円) ※営繕工事以外の場合記入すること。

(工事原価のうち、法定福利費

円) ※営繕工事の場合記入すること。

(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金

円)

(工事原価のうち、安全衛生経費

円)

備考 1 本書は、発注者が示した入札又は見積の際の閲覧設計書に準じて作成すること。

2 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目すべてについて記入するものとする。

3 括弧内の材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費については、別紙としてもよい。

教育委員会関係

訓 令

山形県教育委員会訓令第10号

局 中
教 育 機 関

職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年6月30日

山形県教育委員会
教育長 須 貝 英 彦

職員の自己啓発等休業に関する規程の一部を改正する訓令

職員の自己啓発等休業に関する規程（令和7年1月県教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正する。
別記様式第1号中「シニア海外ボランティア」を「シニア海外協力隊」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則6－5（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則6－5（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則6－5（職員の自己啓発等休業に関する規則）の一部を次のように改正する。

本則中「山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第63号）」を「条例」に改め、本則を第2条とし、同条に見出しとして「（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合）」を付し、同条の前に次の1条を加える。

（目的）

第1条 この規則は、山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月県条例第63号。以下「条例」という。）に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

本則に次の1条を加える。

（奉仕活動）

第3条 条例第5条第2号の人事委員会規則で定める奉仕活動は、職員が国際連合ボランティア計画の要請に応じて参加する外国における活動（同条第1号に規定する奉仕活動を除く。）とする。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第10号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月30日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号の11の注書第 3 項中「シニア海外ボランティア」を「シニア海外協力隊」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第12号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 6 月 30 日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年 3 月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 8 号の 4 の注書第 3 項中「シニア海外ボランティア」を「シニア海外協力隊」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び酒田市役所において令和 8 年10月30日まで縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 30 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリハード&グリーン酒田店
酒田市四ツ興野430
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 チ ャ ン ピ オ ン	鶴岡市宝田三丁目19番18号	高 橋 芳 秋

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）2,865平方メートル

（変更後）2,524平方メートル

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社チャンピオン	午前 9 時	午後 9 時

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前6時30分	午後8時30分

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前6時から午後9時まで

4 変更年月日

令和8年9月1日

5 届出年月日

令和8年6月17日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年10月30日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

令和8年6月30日印刷
令和8年6月30日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県